

令和3年6月22日  
環境清掃部温暖化対策課

**「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案  
に係る区長意見の提出について**

**1 概要**

東京都環境影響評価条例第54条により準用する第19条第1項に基づき、東京都知事から「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案に係る意見の照会があった。

意見の提出にあたっては、江東区長から江東区環境審議会に諮問し、その答申を踏まえ、区長意見として東京都知事に提出した。

**2 評価書案の名称**

環境影響評価書案(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業

**3 事業者**

株式会社京葉興業（主たる事務所の所在地：江戸川区篠崎町一丁目2番6号）

**4 事業概略**

本事業は、計画地内において稼働中である既存改質固化処理プラント及び計画地南側近隣において稼働中である既存廃水処理プラントの更新を目的に、改質固化処理プラントの建替え及び廃水処理プラントの新設を行うものである。

対 象 事 業	(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業
事 業 の 種 類	廃棄物処理施設の設置
所 在 地	江東区新砂三丁目11番7号（工業専用地域）
敷 地 面 積	約 10,360 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	①改質固化処理プラント：約 3,000 m <sup>2</sup> ②廃水処理プラント：約 1,200 m <sup>2</sup>
工事着工年度 供用開始年度 (予定)	①改質固化処理プラント：着工 2022 年度、供用開始 2024 年度 ②廃水処理プラント：着工 2024 年度、供用開始 2028 年度
処 理 能 力 処 理 方 式	①改質固化処理プラント：約 880 m <sup>3</sup> /日、固定槽薬注固化 ：約 3,600 m <sup>3</sup> /日、機械攪拌薬注固化 ：約 29.8 m <sup>3</sup> /日、脱水処理 ②廃水処理プラント：約 360 m <sup>3</sup> /日、生物処理 ：約 20 m <sup>3</sup> /日、中和処理、生物処理 ：約 100 m <sup>3</sup> /日、脱水処理（直接脱水） ：約 18 t/日、乾燥処理（脱水汚泥）
稼 働 時 間	1 日 24 時間（①改質固化処理プラントの脱水設備のみ 8 時間）

建築物概要	<p>①改質固化処理プラント  西棟：（地上2階鉄骨造）高さ 約19m／面積 約1,000 m<sup>2</sup>  東棟：（地上1階鉄骨造）高さ 約13m／面積 約500 m<sup>2</sup>  船舶積出施設（既存）：（鉄骨造）高さ 約16m／面積 約1,500 m<sup>2</sup></p> <p>②廃水処理プラント：（地上5階地下2階鉄筋コンクリート造）  高さ 約30m／面積 約1,200 m<sup>2</sup></p>
-------	---

## 5 江東区長意見の提出に至るスケジュール

令和3年2月15日	東京都知事から江東区長へ意見照会
2月17日	江東区長から環境審議会へ諮問
2月18日	環境審議会から専門委員会へ付託
3月1日	区報掲載
3月1日	公示及び縦覧・閲覧開始 縦覧・閲覧場所：区役所、豊洲特別出張所、豊洲図書館、 江東図書館、えこつくる江東
3月3日	庁内意見集約
3月23日	専門委員会開催
3月30日	縦覧・閲覧終了
4月1日	専門委員会から環境審議会へ回答
4月8日	環境審議会から江東区長へ答申
4月14日	江東区長から東京都知事へ意見提出

## 6 江東区長意見

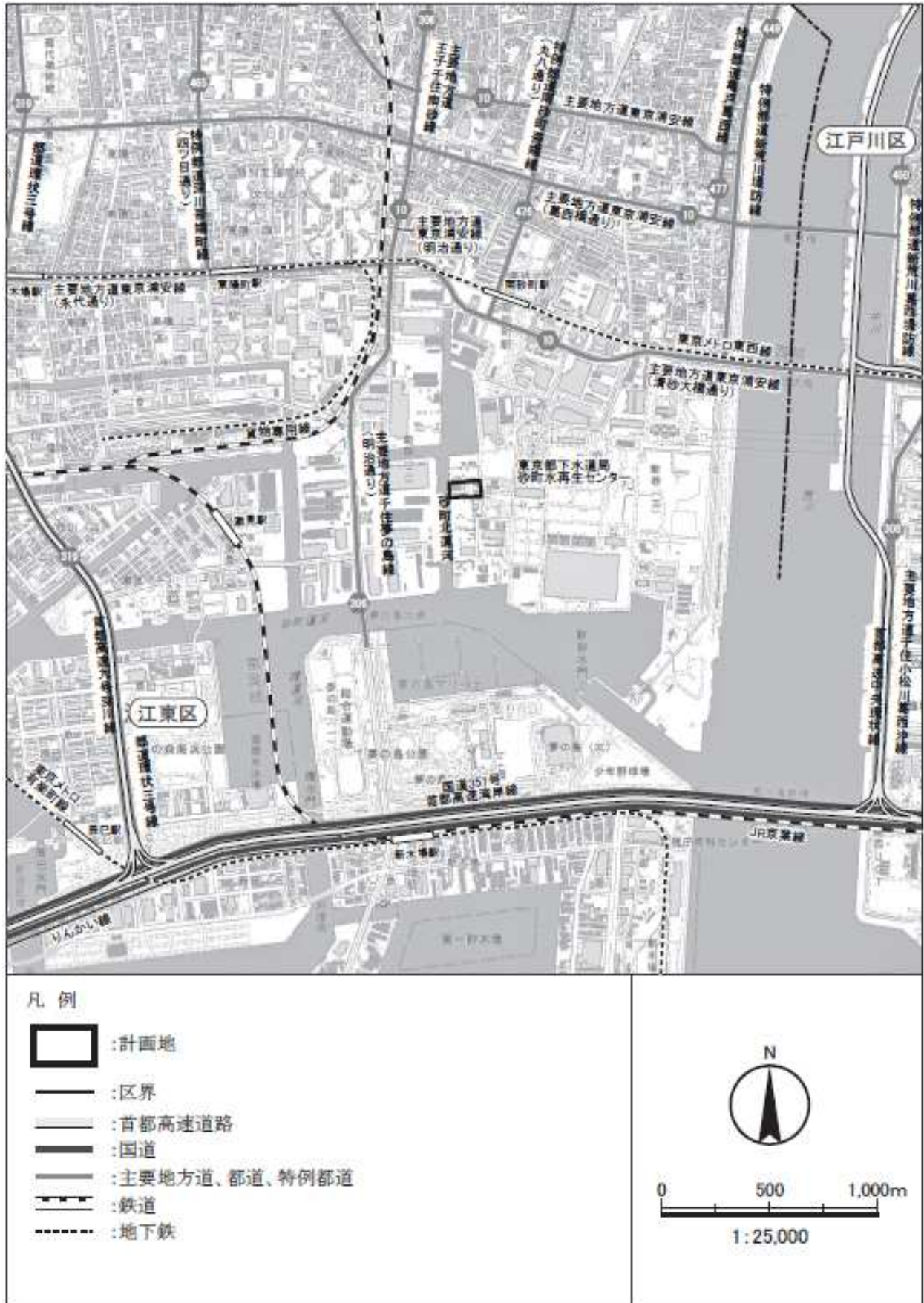
次頁のとおり

(仮称) 新砂総合資源循環センター建設事業  
環境影響評価書案に対する意見書

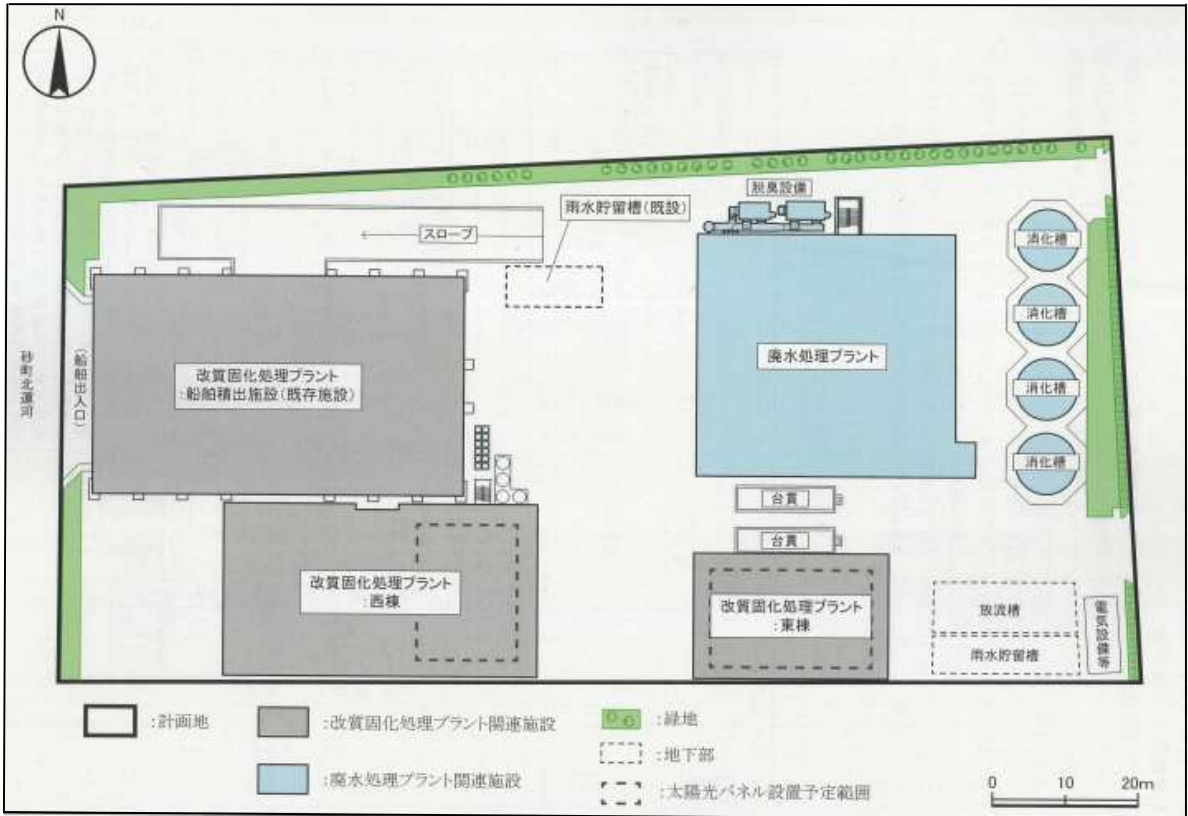
環境影響評価項目	意 見
全 般 事 項	<p>P12 計画地は工業専用地域にあるが、近くに東京湾マリーナ(新砂3-11-2)があり、その利用者から、大気汚染や悪臭、規制対象外の騒音などを含め、公害全般について、苦情が出るおそれがある。このため、工事施工中及び工事完了後において、計画地における公害発生の抑制に努めること。</p>
大 気 汚 染	<p>P47 工事施工中は、低公害型の工事用車両を使用し、アイドリングストップに努め、大気汚染物質の発生抑制及び粉じんの減少に努めること。また、施設周辺及び関係道路にて車両の渋滞が起こらないよう、運行管理の徹底等を行い、大気汚染物質の発生抑制に努めること。</p> <p>工事完了後は、施設及び関連車両等からの大気汚染物質の発生抑制に努め、周辺環境の保全に努めること。</p>
悪 臭	<p>P47 環境影響評価の項目として、工事施工中が選定されていないが、悪臭が生じた場合は適切な対策を実施すること。</p> <p>P154 ②施設の稼働に伴う悪臭の漏洩(臭気指数)について、工事完了後において、悪臭の発生の可能性がある作業は全て施設内で行うとのことだが、車両出入り時等を含め、外部への悪臭の漏洩がないように作業し、周辺環境の保全に努めること。</p>
騒 音 ・ 振 動	<p>P47 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音、振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、振動・騒音の発生抑制に努めること。</p> <p>P160 図 8.3-2 における江東区道江 553 号線(3553 号線)及び江 554 号線(3554 号線)について、貨物自動車は3t規制となっていることや、順天堂東京江東高齢者医療センター、特別養護老人ホーム三井陽光苑などに隣接しているため、荷重制限や通行の際の騒音・振動などに十分注意すること。</p>
土 壌 汚 染	<p>P6、P249 土壌汚染調査の結果、汚染が確認された場合は、直ちに、汚染土壌の飛散防止措置や地下浸透防止措置を講じること。また、汚染土壌を改変し敷地外に搬出する場合は、飛散防止措置を講じた上で実施し、法令に基づき許可を受けた施設で適切に処理、処分すること。</p> <p>P236 (4)②、P49 現在、「廃棄物処理に関連する分析室」において実施している「クロム、水銀を含む廃液の回収」、及び、水質汚濁対策として実施している「廃棄物の受入れ作業等の屋内での実施」は、土壌汚染の未然防止対策として有効であることから、工事中および工事完了後においても継続的に実施すること。</p>

地盤	特になし
水循環	P274 江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、雨水流出抑制施設計画書を提出すること。
景観	P287 ⑤法令による基準等について、「江東区都市景観条例」を追記すること。 本計画について、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえるとともに、東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。
廃棄物	P310(資料編 P170①)施設の稼働に伴う改質固化処理プラントから発生する廃棄物の排出量について、処理能力の増加(増加率184.1%)に伴い、廃棄物排出量は年間約70,000t増加することとなる。計画上の推計値であるとは認識しているが、廃棄物排出量の抑制のため、より一層の再資源化率向上に努めること。 P311 8.8.4(1)①における以下の文言を修正すること。 誤)「江東区清掃リサイクル条理」 正)「江東区清掃リサイクル条例」
温室効果ガス	P322 バイオガス発電、地中熱利用及び太陽光発電によって約2,600t-CO <sub>2</sub> /年のCO <sub>2</sub> 削減量を見込み、排出量を約2,002t-CO <sub>2</sub> /年と予想するが、東京都の「ゼロエミッション東京戦略」が掲げる「2050年にCO <sub>2</sub> 排出実質ゼロ」や江東区環境基本計画が掲げる「2030年にCO <sub>2</sub> 排出量を2013年比で37.6%削減」の実現に向け、より一層の排出量削減に努めること。 また、高効率モーターやLED照明の導入等を省エネルギー対策として計画するが、「等」には、どのようなものを想定しているのか具体的に示し、評価書へ記載すること。また、高効率モーターやLED照明の導入によるエネルギー使用量の削減について、予測結果に反映されているか否かが明らかでないため、削減量を算出したうえで、評価書へ記載すること。 資料編 P172 ②温室効果ガスの削減量において、発電量、地中熱利用量につき、温室効果ガスの発生量と同様、算出の根拠を示すこと。
その他 (緑化計画)	P29 (5)緑化計画について、緑化計画書の提出にあたり、事前に土木部管理課CIG推進係に相談すること。
その他 (工事用車両)	工事用車両の走行に伴う、苦情等には窓口を設置し、公表するなど真摯に対応すること。 工事用車両の集中・交通渋滞・違法駐車回避、速度抑制、安全確認の徹底、歩行者・車両・工事現場周辺への交通安全について、関係者に指導するなど交通安全対策を強化のうえ、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行すること。

計画地位置図（環境影響評価書案(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業より）



施設配置図（環境影響評価書案(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業より）



都条例に基づく環境影響評価手続きの概要

